

愛西市下水道使用料等改定案の決議について

●協議事項 1-1 から 4 について、決議していただきます。

1-1. 基本使用料について

- ア. 答申書 (案 1) : 1, 000 円 (税抜き)
- イ. 答申書 (案 2) : 1, 200 円 (税抜き)

1-2. 従量使用料について

- ア. 10 m³からは急激な負担増にならないよう 2 段階に変更する。
- イ. 10 m³からは将来的段階な増加を見通し、3 段階に変更する。
- ウ. 10 m³からは公共下水道の使用料体系に合わせて 4 段階に変更する。

2. 公共下水道事業の下水道使用料の改定について

- ア. 公共下水道事業は、整備途中のため今回は改定を行わず、事業環境が変わった際に検討するものとする。
- イ. 公共下水道事業は、整備途中のため今回は改定を行わず、次回下水道使用料等見直し時に検討するものとする。
- ウ. 改定する。

3. 農業集落排水等維持管理分担金について

- ア. 廃止する。
- イ. 基本使用料と同額に変更する。

4. 温泉・井戸水・簡易水道使用に伴う使用料加算額について

- ア. 改定する。
 - ・水道水以外を使用する場合、1 使用月につき 1 人当たり 6 m³として下水道使用料を算出する。
 - ・水道水と水道水以外を併用して使用する場合、1 使用月につき 1 人当たり 3 m³を使用水量に加算して下水道使用料を算出する。
- イ. 改定しない。
 - ・上記の加算水量が妥当でない。